

背景・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。

文化財保護法改正により、茶道、華道、書道等の生活文化についても、無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

事業内容

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験等ができる機会を設ける事業を支援

1. 教室実施型 1,106百万円（1,106百万円）

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・支援事業数：約3,800教室
- ・事業開始年度：平成26年度

3. 地域展開型 95百万円（95百万円）

- ・実施主体：地方公共団体
- ・支援事業数：40地域
- ・事業開始年度：平成30年度

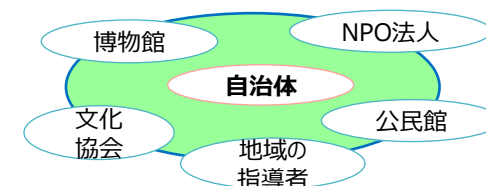
2. 統括実施型 197百万円（150百万円）【拡充】

- ・実施主体：統括団体等
- ・支援事業数：15団体
- ・事業開始年度：令和3年度

○審査経費等 91百万円（92百万円）

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う

連携



出合いの機会の提供



修得機会の提供



地域展開型
（地方公共団体主導による体験機会の提供）

教室実施型・統括実施型
（修得機会の提供・地域偏在の解消）

伝統文化等の確実な継承
子供たちの豊かな人間性の涵養

背景・課題

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表，共演，交流する場を提供するとともに，地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ，文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能，合唱，吹奏楽，オーケストラ，演劇，舞踊，邦楽，文芸，美術及び茶道，華道などの生活文化等の分野ごとに，県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により，多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動，地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和元年度 新潟県、令和2年度 宮崎県（令和3年度へ延期）、令和3年度 和歌山県

令和4年度 沖縄大会 令和4年10月22日（土）～11月27日（日）

令和5年度 石川県、令和6年度 岐阜県



開会式（国民文化祭・わかやま2021）

アウトプット（活動目標）

・分野別フェスティバルの開催

23件

・地域文化を活かした芸術公演・発表・展示

85件

アウトカム（成果目標）

・発表機会，鑑賞機会確保

・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘

・特色ある地域文化の全国発信

・地域の文化財の積極的活用

インパクト（国民・社会への影響）

・県内の文化活動の活発化，裾野拡大

・地域の文化団体等のレベルアップ，活性化

・都道府県の知名度・イメージの向上

・地域経済活性化・観光集客の向上

厚生労働省における食育関連主要事業について

食育推進基本計画

第3 食育の総合的な促進に関する事項

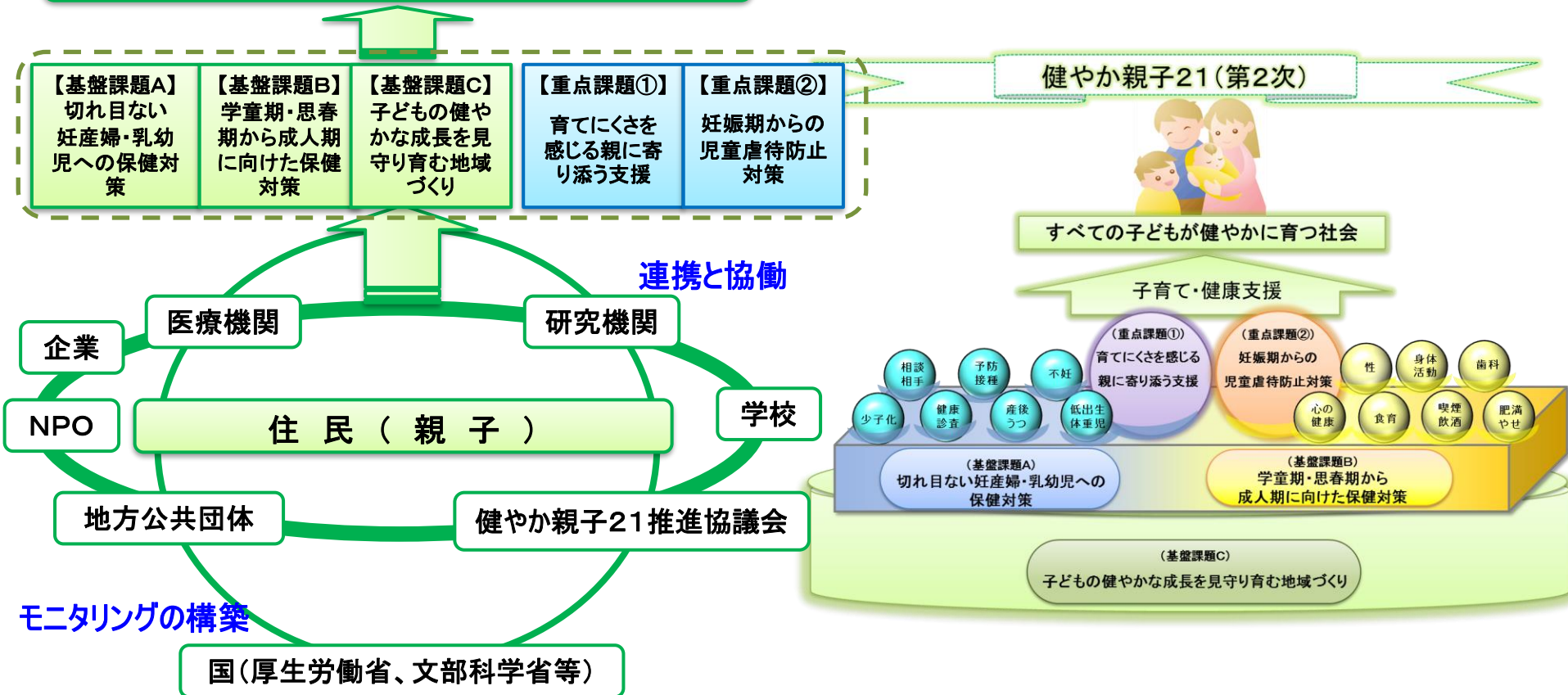
-
- 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・成育基本法を踏まえた「健やか親子21」による母子保健活動の推進
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【令和4年度予算額(案) 34百万円】
(令和3年度予算額 34百万円)

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

令和元年12月1日